

第2回 全員協議会会議録

令和3年6月2日(水)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告（14時15分）
- 2 協議事項
 - 1) 第2回議会運営委員会の結果報告について
 - 2) 幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - 3) 長期間議会活動ができない場合の議員報酬等を減額する条例の制定について
- 3 その他
 - 1) 議員活動状況の表示方法について
 - 2) 町内視察について
- 4 閉会宣告（14時53分）

○出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
副議長	7 番	西 澤 裕 之
議 員	1 番	高 橋 秀 明
議 員	2 番	佐 藤 忠 志
議 員	3 番	斎 賀 弘 孝
議 員	4 番	植 村 敦
議 員	5 番	無量谷 隆

○欠席議員（1名）

議 員	6 番	吉 原 哲 男
-----	-----	---------

○議会事務局出席者

事 務 局 長	早 坂 敦
主 事	満 保 希 来

高橋議長

では第2回の全員協議会を開催します。

協議事項1、第2回、議会運営委員会の結果報告について、委員長、お願いします。

無量谷議会運営委員会委員長

それでは第2回、議会運営委員会で協議した令和3年第4回幌延町議会定例会の会期日程についての結果報告をいたします。

1、議会日程ですが、(1)招集日は、6月16日午前10時とします。

(2)会期は6月16日から18日までの3日間とし、会議日は16日、1日、17日と18日は予備日とします。

(3)議事日程につきましては、別紙のとおりとなります。

2、審議方法については、一般議案、補正予算とも提案理由の説明、質疑を行って、討論省略し、簡易表決とします。また、議員発議による、議案については、同様の取扱いとします。

3、一般質問の通告期限は、6月9日の午後2時までとし、期限厳守でお願いします。

4、意見書提出の要請等の取扱いであります。閉会中に1件の意見書案を受理し、その内容は別紙のとおりとします。

議会運営委員会の協議の結果、今回の意見書は継続調査することとしました。

5、その他であります。 (1) 6月定例会前に、毎年、町民憲章の朗読をしていますが、北海道の緊急事態宣言期間中の開催であることに鑑み、6月定例会においては、朗読は行わないこととなりました。

(2) 町では、6月1日から9月30日までをクールビズの期間としています。定例会、委員会において、同じ期間中、ノーネクタイ、ノー上着により行いたいと思います。

(3) 議案送付日は本日となっております。お帰りの際にお渡しすることになります。

以上、委員長報告といたします。

高橋議長

はい、ありがとうございました。

ちょっと訂正をお願いします。

議会日程、6月18日となっておりますが、これ16日です。その下も6月の18日を16日に。それから20日までを18日までに。その下の括弧、会議日は16日とし、17、18日は、予備日ですので、訂正しておいてください。

よろしく願いいたします。

(「訂正ミス多いの何か理由あるの。しょっちゅうだよこれ。」高橋秀明議員の声あり)

早坂事務局長

大変申し訳ありません。

高橋議長

ということで報告はありました。

何かご質問、聞きたいことがありましたら、どうぞ。

佐藤議員

ノーネクタイっていうか、これワイシャツで来たら、議員バッチは必要なものなの。これ

は要らない。

(「いらない」の声あり)

背広脱いできて、バッチは要らないで。そのまま来ていいって、ああ、そうなんですね。
高橋議長

はい、要りません。

ほかにありませんか。

斎賀議員。

議案書、今日くれるんですね。

高橋議長

はい。

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないということなんで、次に進めさせていただきます。

2番ということで幌延町議会会議規則の一部改正する規則の制定についての件を行いたい
と思います。

事務局より説明願います。

早坂事務局長

それではですね、私のほうから概要のほうを説明させていただきと思いますが、これ以前にもですね恐らく、恐らく言いましょうか皆様方には、ある程度こういった制度をやっていたというふうなことで、ご説明をさせていただいていたかと思えます。

その当時からですね、反対されてる議員さんはいないというふうなことでお伺いをしておりましたが、報酬の減というところにつながる案件でもありますので、今後ですね、ちょっと慎重に審議していただきたいなというふうな考えて今回載せさせていただいておりますが、まずこちらにですね、稚内市議会における事例ということで、先例ということで載せてございます。基本的にはこれに沿った形の中で進めていくのが1番、妥当ではないかなというふうな考えておりまして、あとはですね、この議員報酬の支給率、要はですね、はい。

高橋議長

それ、次の案件です。

早坂議会事務局長

すいません、ごめんなさい。

一つ飛んで説明してしまいました。すいません。

申し訳ありません、すいませんでした。

幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてということですのでですね、こちらに
関しましてそれでは、概要のほう説明させていただきたいと思いますが、これに関しまして
はですね、今年の2月9日に全国の町村議長会の中で、標準的な町村議会会議規則の一部を
改正するということが決定されたということを受けまして、当町におきましても、幌延町議
会会議規則の一部を改正するという流れで考えているところでございます。

今回の改正につきましては議員活動と家庭生活の両立支援策を初め、男女議員が活動しや
すい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての、諸
要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、また、出産について、母性保

護の観点から、産前産後の欠席期間、こういったものを明確に規定するという内容になって
ございます。

また、あわせてまして請願者、請願書の関係ですが、請願者の利便性の向上を図るとい
うような観点から、議会の請願手続については、請願者に一律に求めていた、押印の義務づけ
というものを廃止し、廃止してといいましょか見直し、署名または記名押印でできるという
ような形の改正をしようとするものであります。

次に附則に関しましてですが、この規則は公布の日から施行するというようなことで、今
回議員発議を予定してるというような状況でございます。

すいません、以上です。

高橋議長

以上説明のとおり、会議規則を改正したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

高橋秀明議員

ちょっと早坂さんの最後の言葉で聞き取りにくかったんですけども、いつからやるって
いうことなの。

早坂事務局長

公布の日からという形になります。

ですので、そうですね、議会が行われる日という形になりますので6月の16日では
しょうか、に施行される予定という形になります。

高橋秀明議員

終わったことを言いたくなかったんですけどね。先日、私は前日に欠席だっていう旨を言
いましたよね。それに対しての対応、議長も含めて。

私は、新人ですけどね、皆さんより年上で、分別はあると思ってます。父親がもう18で
亡くなって、腕一本で今まで生きてきています。その人間にね。議会が大事でないですかと
か、そういうことができるんですか。

議会が大事でないとは思ってないです。それなりの理由があって、休もうとしてる者にね。
そこまで詮索するような言い方をするんですか。議長も含めて。

高橋議長

議会議員の責務っていうのがあるんですけど、臨時議会とか、こういう委員会とかに出席
するっていうのは、これ責務なんですよ。これ(議員必携)に書いてるけど。

植村議員

欠席として認められるものがここに書いてるんで。

高橋議員

理由はちゃんとあって、前日ですよ、私が言ったのは。明日、すいませんけど、欠席しま
すっていう旨を伝えたというのは。

植村議員

それは、認められる理由と認められない理由がある。

高橋秀明議員

いや、通院、通院ですよ。

高橋議長

いや、通院って言ってない。聞いてないですよ、それは。

高橋秀明議員

そのために前日から行くということだったんで。

高橋議長

それは聞いてないですよ。

何で休むんですかってことを電話で聞いたときに、今、アパートだかなんか建てるときの打合せだっていう話でしょう。したら社用ですよねって言ったら、はいつて言ったでしょ。

通院と聞いてませんよ。通院だったら、そうですかってことでそれは認めますよ、病院。

高橋秀明議員

それは次の日のこと。その時は言ってなかったかもしれないけど。要するに車で行って前泊して、次の日は厚別中央整形。それもしばらく行ってないんで、細かいこと言いたくないですけどね。それなりに肩が傷んできてる時期でもあった。

高橋議長

通院って聞いてないんで。何ですかって聞いたらそういう回答だったんで、それはおかしいでしょう。27日に臨時議会あるっていうのは、昨日言った今日言った問題じゃなくて、前から言ってる話ですよねって言ったでしょ。したら高橋さんがさ、議員ってそんなに偉いんですかと怒り出して、途中で電話切ったしよ。それで終わりでしょう。

高橋秀明議員

その後に早坂さんと、その一筆っていうか。

高橋議長

いや、欠席届を出してくださいって言っただけだと思いますよ。

早坂事務局長

そのとおりです。

これはあくまで形式的なものっていいんでしょうか、ルールですので、欠席届だけは出してくださいというようなお話をさせていただいたところです。

それともう1点なんですけども、最初もそんなに私、何ていうんでしょうか、議員活動を優先するという事は出来ませんかというのをお話をさせていただいたんですね。お話聞いたときに。

高橋議員からは、いとこの方でしょうか。お迎えに行かなければならない、というようなお話を私は聞いたんですね。これから札幌に行って、どこに泊まるのかっていうそのホテルの名前もおっしゃってましたけども。ですから、そういったことであれば、どなたか他の方が迎えに行くですとか、そういったことで、議会のほうを優先することは出来ませんかというお話をさせていただいただけです。

それは優先出来ませんって、高橋議員おっしゃったんで、ちょっと私からのお話では・・・。

高橋秀明議員

社用とね、議会とどっちが大事になってる。いや皆さんは議会だって言うかもしれないけども、私どっちも大事なんですよね。そのとき欠席っていう選択肢も自分の中では、あったんですよ。

早坂事務局長

ですから、それは私の方で優先出来ませんかというお話をさせていただいたわけです。その結果、優先できないという、今回については優先できないという話だったんで、議長のほうにお知らせしたというお話になります。

ここでお話しして、それであればということで、欠席届という、その正式な手続ですから、これについては出してくださいねというご提案をさせていただいたと。

高橋秀明議員

これに関係なく、もともとあったの。

早坂事務局長

もともとありました。

はい、そうです。今までも皆さん出されてますよ。欠席される際には。

高橋秀明議員

ここまで言っちゃあれかもしれんけど、早坂さんそれ机に座ったまま電話一本で議長のとこにも電話したし、私にも電話したし、それでいいのかなと思いますけどね。自分は机の上に座って、電話一本。

早坂事務局長

どうしたらよろしいんでしょうか。

高橋議長

ちょっと休憩をとります。

(14時29分 休憩)

(14時37分 再開)

高橋議長

休憩を解いて会議を再開します。

ただいまの町議会の規則の一部改正。これ議員提案なんで、提出者が必要なんですよ。それで一応こちらのほうで、植村議員にお願いして、了承を得ましたので、よろしいでしょうか皆さん。

(「はい」の声あり)

賛成者は、無量谷隆さんでお願いしておりますんで、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

そしたらよろしくお願いたします。それでは、さっきちょっと間違えました3番目の、長期間議会活動が出来ない場合の議員報酬の減額に対する条例の制定についてを事務局から説明していただきます。

早坂事務局長

はい、すいません先ほどちょっと間違いといいましようか、先に説明してしまったのですが、長期間議会活動できない場合の議員報酬等の一部を減額する制度の概要ということで、資料等をつけさせていただいております。

この件に関しましては、以前にも一度議案に上ってるかと思いますが、今後ですね、やはり長期間、入院等でですね、議会活動できないというような場合についても、ある程度その報酬を減らすというような対応の中で、議会活動をですね、続けていっていただきたいというような思いもありまして、その辺をですね、含めて、この制度をつくり上げていったらどうかというようなことで、話し合いが行われていたというふうに認識しておるところでござ

います。

一応こちらにですね、稚内市議会における事例ということで載せさせていただいております。先例に倣って条例等、改正していくのが1番スムーズに事が進むのかなというようなことで、こちらつけさせていただきますが、あとうちの町として、どうしていくのかということで考えられるのは、議員報酬の支給率、いわゆるこれが何日間議会活動ができなければ、どの程度減らすかとか、そういったところの率、また、期末手当の支給率、こういったところをですね、議論できるところなのかなというふうには考えております。

ですのでこちら含めてですね、いつ条例改正に進んでいくのか、またいつからこちら条例を施行するのかといったところをですね、ある程度議論していただければなというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋議長

これは前、皆さんでお話ししたときには、稚内のこの日にちとか、支給率とか、手当の支給率、期末手当の支給率とか、いろいろこれは稚内のこの支給率でいいんじゃないかっていう意見はいただいたと思ひます。皆さんの声だったような気がします。

一応、あんまり急がなくてもいいんでっていう話で、来年のしたら3月ぐらいっていう話してたと思うんですけど、現実的に、今ちょうど1人がこういう状況に入っているんで、3月まではちょっと待てないのかな。9月とか12月に議員提案っていうか、これを施行できるように、していかなければならないんじゃないかなと私はちょっと思ってるんですけど、皆様どう思ってるか、ちょっとお聞きしたいんですよ。

このままの率でいいとか。その辺をちょっと大体でもいいんで今回は、6月ではちょっと出せないんで、9月とか12月とかになるんで、3月でいいなら3月でいいよっていうのもそれでも皆さんの意見がそうだったらそれで構わないんで、皆さんの考え方をちょっとお聞きしたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

佐藤議員

ひとついいですか。

欠席から除かれる事由ということで、この三つ。大きく三つの後にその他やむを得ない事情っていうことなんだけど、病気っていうことでここにポンって載せるわけにはいかないんだ。

高橋議長

それは多分除かれないんで、病気の長期。

佐藤議員

いや、例えばさ、病気で入院した場合、ここには該当することがあるでしょう。その他事由に入るのかい。

植村議員

欠席から除かれる理由。

佐藤議員

除かれる理由か。なるほど。この三つはやむを得ないということ。

高橋議長

はい。多分、この条例は多分病気で、治療のために、長く休むとかそういうものが多いんでないかなと思うんですけど。

植村議員

やむを得ない事由っていうのがわからないけどな。

西澤副議長

あいまいで残しておくっていうぐらいでしか考えられないですけどね。

高橋議長

まあ、そのときが来たら、その他を考えてそれが当てはまるか当てはまらないか協議するしかないんじゃないかなとは思んですけどね。

これ、これは名前出して言ったら悪いんですけど、亡くなった議員さんが、このことに何も報酬をもらってるってことで、いろいろ非難されたり中傷、誹謗中傷されたっていうことがあって、それがあれで、こういうのも私たちの議会の中に設けたらいいんじゃないかということが始まったもので、たまたま今回またもう1人仲間がそういう状況っていうか、治療し、治療に専念ちょっとしないと駄目かなっていう状況に入ってきてそうかもしれないんで、その辺を皆さんにちょっと。

佐藤議員

報酬支給率っていうのが、活動出来ない期間が90からでいいのかどうなのかね、こちら辺が。もう何て言ったらいいか。やはり自分もそういう立場になったときに3カ月も休んだら、適用になると。じゃあ2カ月ぐらいはならない。逆に言えば、1カ月も2カ月でも縮めてもらったら入院する方は楽だわね。

減額してもらってるわけだけど、だからこの90、3カ月がどうなのかなと思って、皆さんの意見。

高橋議長

多分この、いや私が考えるこの90日っていうのは、6月議会を休んだ場合に、3カ月だったら、6、7、8だったら9月議会出れるんで、100分の80で。180日超えると、定例会を2回休むことになるんで、ちょっと厳しく100分の70とかって、そういう数字で作ってるんでないかなあというような気がするんですよ。この90日っていうのは。

佐藤議員

2カ月間までだからね、定例会。確かにいい制度だなって思って、なった本人にしても精神的には楽でないのかなって。ある程度、治療に専念できるなって。無理して出なきゃならんってならない。

植村議員

住民にこの程度で理解されるかされないかという心配は、ここなんだよね。甘いんじゃないかって。

高橋議長

多分、こうやって数字出せば、これ甘いんじゃないかっていうのって絶対言われますよね。いやこの80を60にしても、多分甘いつて言われるんじゃないですか。

佐藤議員

1カ月も2カ月も出なくたってもらえるのかってなる。

高橋議長

と思います。

佐藤議員

何言っても言われんだなって思う。だからあとは皆さんの判断に任せるしかない。だから、ここだわね。

無量谷議員

90日の議論なんですけども、俺も結構けがで入院してる。そういう中で、大体60日、ないし30日は完全に病院に治療できるのかなって。90日超えるとちょっと長い、内部疾患っていう形になってくるのかなあという感じはするんですけども。それ以内だったら、超す程度なら2か月程度あるいは俺みたいな病気だったらですね、2か月程度で帰れるかなという感じで思ってるんですけど。

その辺の90日、境目についていう感じで、次、大体休んでも、議会議場に出れるっていう感じで、入れてるっていう感じでいいのかなと。

大体この稚内の事例をもとに、進めてほしいなと思います。

高橋議長

はい、わかりました。

佐藤議員

90日枠あるからね、一日でも出ればこれでクリアなるわけでしょ。だから、会社でいえば、有休は年間20日もらって、貯めてって40日。病気したら50日までかな。うちの会社。給料もらってても、これぐらいしかくれないんだよね。だから、これを90日になると、来てくれたら甘いんでないかなと。

ただそれを言われてからまた縮めるんじゃ、嫌だべしなと思って、それだけのことなんで、難しい判断だと思う。

高橋議長

いや、多分、前は一応これでいいじゃないかって話なんだけど、多分これ出してくるの早くて9月の定例。ちょっと、もう少しってなれば12月の定例。多分3月までは待たないで出したいなっていう思いはあります。

また時間があるんで、もう1回、支給率とか、この辺を皆さん考えてきてもらって、何かのときに今度もう1回、協議していきたいと思います。

どうですかそれでよろしいですか。

高橋秀明議員

日にち、後で決めるのであれば稚内の例をちょっと聞き出せるかもしれないし、私、最初からちょっと厳しくすることも一つの選択肢かなと思ってます。

高橋議長

はい、わかりました。

したら、また何かの機会にこれを議題にあげますんで、それまでに自分の考えはある程度まとめて来ていただければと思いますんで、よろしいですか。

斎賀議員

最初、議長が言った提案する時期を早くしたいなっていうのは。9月でいいんですか。

高橋議長

早ければ9月でやりたいと思います。

したら、次、何かの機会にまたこの話をして決めたいと思いますんで、それぞれ議員さんの考えをまとめてきてください。

よろしくお願いいたします。

それとこれで終わって、その他ってということで、議員活動状況の表示方法について。事務局のほうから。

早坂事務局長

はい、すいません。

それではですね、今の協議事項の2番の中でですね、欠席事由というものが今回明確化されますよと。というような、開始になるというようなことですので、それを踏まえてですね、今現在皆さん方の議員活動の状況というか、こういった機会に、議会には誰が出席しているかっていうのをホームページ等で公開させていただいてるんですけども、そこに欠席の事由ですとか、そういったものまで載ってくると、今度、何て言うんでしょうか、もっとわかりやすくなるのかなというような思いがあって、今回このようにその他のほうに載せさせていただいたというような状況なんですけど、今現在は、欠席の場合は欠。出席の場合は○。ということで表示させていただいた中でホームページ等で公開させていただいてるというような流れになってます。

ここにですね、欠席事由というところまで必要かどうかというところをですね、今回この規則改正されることに伴って、そこまで踏み込んで表示していくかどうかというところをですね、ちょっと議論していただきたいなというところで、これを出させていただいております。

高橋議長

表示方法について。

植村議長

今施行される、新しくなった法律案、条例も含めて、いわゆる欠席でもやっぱりやむを得ない欠席という部分があるんで、やっぱり欠席の理由をやっぱり表示するとしないとでは、町民理解度も、欠席した人によって違うんでないかなと思いますんで、理由を書いてください。

高橋議長

はい、わかりました。ほかにありませんか。

理由を書くと、載せると。そのほかの意見はなければ載せるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ということは理由、欠席理由は、議員活動状況に載せるっていうことになりました。

その他の2の町内視察については、一応、西天のペレット作ってる工場を見たいと思ったんですけど。コロナの関係なんで、今回は視察中止にしたいと思いますけど、どうでしょうか。

(「はい」の声あり)

多分9月あたりでも、いつでも多分見れると思うんで。

(「延期」の声あり)

延期、中止じゃなくて延期。延期したいと思います。

どうでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、よろしいですか。

したら、町内視察は延期とさせていただきます。

その他ほかに、皆さんの方からありませんか。

なければこれで終わらせてもらってよろしいでしょうか。

それでは第2回の全員協議会を終わらせていただきます。

(14時53分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 事 満 保 希 来